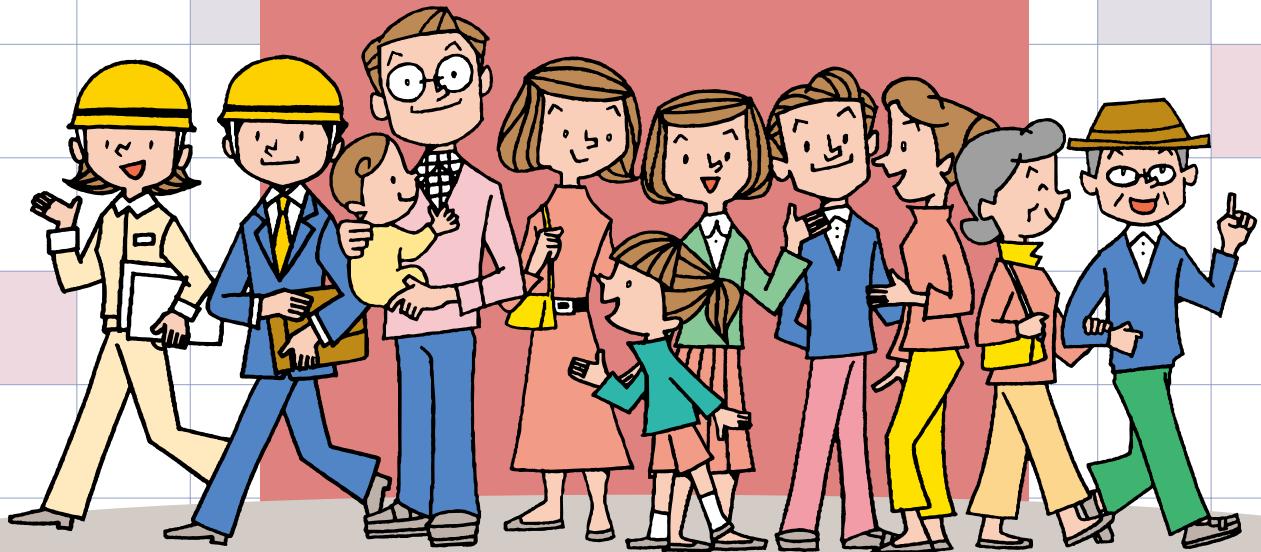


ふくしま 男女共同 参画プラン

(改訂)



男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に向けて

平成18年3月



はじめに

福島県では、人と人、人と自然の共生、地域間・世代間の共生、さらには価値観の共生の5つからなる「共生の論理」に導かれた社会づくりを進めておりますが、こうした「ともに生きる社会」の実現を図る上で、男女共同参画の推進は、大きな柱になるものです。

また、誰もが性別にかかわりなく、自分らしく生きることができる希望に満ちあふれた社会を、将来の世代に引き継ぐことは、次代を担う子どもたちから信託を受けた私たちの責務でもあります。

男女共同参画社会の実現に向け、本県では、平成13年に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定し、平成14年には、男女共同参画推進の基本理念を明示した「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を制定し、各種施策を展開してまいりました。

これまでの取組みにより、固定的な性別役割分担を見直そうとする県民意識の高まりなど、男女共生の歩みは着実に進展しつつあるものの、少子高齢化の急速な進行、経済の長期低迷、さらには、男女間の暴力問題の顕在化など、社会経済情勢も目まぐるしく変化しており、時代の変化に的確に対応した施策展開が求められています。また、県の基本計画であるこのプランに、条例の理念や考え方を十分に反映させる必要があります。

このため、プランの計画期間（平成13年度から平成22年度）の中間年度を迎えるにあたり、期間前半の進捗状況について検証を加えながら、このたびプランの改訂を行いました。

この改訂プランに基づき、県といたしましては、今後とも、市町村、事業者、関係機関・団体等との連携を図りながら、揺るぎない姿勢で、男女共同参画社会の実現に向けた施策を着実に進めてまいります。県民の皆様には、男女共同参画社会づくりへの更なる御理解、御協力を賜りますとともに、地域や家庭などにおいて、身近なところから一歩、一歩取り組まれますことをお願い申し上げる次第であります。

終わりに、プランの改訂に当たり、熱心に御審議いただきました福島県男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた県民の皆様並びに御協力を賜りました多くの方々に、心から御礼申し上げます。

平成18年3月

福島県知事 佐藤 栄佐久

CONTENTS

第1章 計画策定・改訂の背景	3
1 世界の動き	4
2 日本の動き	4
3 福島県の取組み	6
4 社会・経済環境の変化	7
第2章 計画の基本的な考え方	9
1 男女共同参画社会形成の必要性	9
2 基本理念	9
3 計画推進の視点	10
4 計画改訂の趣旨	10
5 計画の基本目標	10
6 計画の性格	11
7 計画の位置付け	11
8 計画の期間	11
第3章 計画の体系	12
第4章 計画の内容	15
基本目標Ⅰ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進	16
1 男女共同参画意識の普及・啓発	16
(1) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進	16
(2) 家庭・地域における学習機会の充実	18
(3) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進	20
2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の点検と改善	22
(1) 男女共同参画に関する調査・研究と改善に向けた取組みの推進	22
(2) メディアにおける人権尊重の推進	24
3 男女共同参画に向けた地球社会への貢献	26
(1) 国際人権規模等の取り入れと国際交流・協力の推進	26
(2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり	28
基本目標Ⅱ 意思決定過程における男女共同参画の拡大	30
(1) 公的分野における女性の参画の促進	30
(2) 企業、団体、地域等における女性の参画の促進	32
基本目標Ⅲ 女性のエンパワーメントの推進と自立促進	34
1 能力の開発・向上に向けた取組みへの支援	34
(1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成	34
(2) 地域生活に対する男女の積極的参画の促進	36
2 経済的地位の向上といきいきと働くことができる環境づくり	38
(1) 職場における男女平等の実現	38
(2) 女性の自営業者、家族従業者、起業家等への支援	40
(3) 女性の経済的自立の促進	42
基本目標Ⅳ 男女がともに家庭と仕事を両立できる環境の整備	44
(1) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大	44
(2) 家庭生活と職業生活を両立できる就業環境の整備	46
(3) 男性の家庭生活への参画支援	48
基本目標Ⅴ 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援	50
1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	50
(1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進	50
(2) 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策	52
2 生涯を通じた男女の健康支援	54
(1) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の増進	54
(2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進	56
第5章 計画の推進	58
1 計画の推進	58
2 推進体制	58
3 重点事項	58
4 進行管理	59
参考資料	61
プラン見直し経過	63
福島県男女共同参画審議会委員名簿	64
男女共同参画に関する国内外の動き	65
福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例	67
男女共同参画社会基本法	71
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例	75
用語集	82
索引	84